

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本ケミファ株式会社		コード	4539
提出日	2022/5/26	異動（予定）日	2022/6/24	
独立役員届出書の提出理由	2022年6月定時株主総会の決議事項として山口留美氏の社外監査役選任（新任）議案が付議され、それに伴い独立役員である高橋剛氏が社外監査役を退任するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし						
1	原田裕司	社外取締役	○								△											
2	吉野正己	社外取締役	○															○				有
3	進藤直滋	社外監査役	○															○				有
4	山口留美	社外監査役	○															○	新任			有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	原田裕司氏は、当社の主要な取引銀行である株式会社三井住友銀行において2004年4月まで執行役員を、また、その後、当該銀行のグループ会社である株式会社日本総合研究所において2008年3月まで取締役兼執行役員を務めておりました。	原田裕司氏は、金融機関やメーカー等において経営に携わり、また海外事業に関する豊富な業務経験を有しており、これらの経験や知識に基づき実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等を行っております。また、2021年3月に設置した報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たすことが期待でき、また、株式会社三井住友銀行及びそのグループ会社における業務執行者退任後10年以上経過していることなど、当社の定める独立性判断基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員に適任であるとして取締役会決議を経た上で指定しております。
2		吉野正己氏は、弁護士として企業法務等に精通し、また他社での社外役員の経験を有しており、客観的・専門的な視点から、リスクの指摘や改善策の提案等を行っております。また、2021年3月に設置した報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たすことが期待でき、また、当社の定める社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員に適任であるとして取締役会決議を経た上で指定しております。
3		進藤直滋氏は、長年にわたる公認会計士としての財務・会計の専門知識と経験並びに他社での社外取締役及び社外監査役としての経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査することが期待でき、また、当社の定める社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員に適任であるとして取締役会決議を経た上で指定しております。
4		山口留美氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計・税務の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査することが期待でき、また、当社の定める社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員に適任であるとして取締役会決議を経た上で指定しております。

## 4. 補足説明

社外役員の独立性判断基準	
<p>当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。</p> <p>① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者<sup>1</sup>又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任の前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者</p> <p>② 当社グループを主要な取引先とする者<sup>2</sup>又はその業務執行者</p> <p>③ 当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>又はその業務執行者</p> <p>④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>4</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）</p> <p>⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者</p> <p>⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成<sup>5</sup>を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者</p> <p>⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関<sup>6</sup>又はその親会社若しくは子会社の業務執行者</p> <p>⑧ 当社グループの主要株主<sup>7</sup>又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者</p> <p>⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者</p> <p>⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者</p> <p>⑪ 過去3年間に於いて上記②から⑩に該当していた者</p> <p>⑫ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者<sup>8</sup>に限る）の近親者等<sup>9</sup></p> <p>* 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む</p> <p>* 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者</p> <p>* 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者</p> <p>* 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）</p> <p>* 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう</p> <p>* 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう</p> <p>* 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう</p> <p>* 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所<sup>10</sup>に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう</p> <p>* 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう</p> <p>なお、上記基準は当社ホームページに開示しております。http://www.chemiphos.co.jp/policy/csr_20170511.pdf</p>	

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。